（準用）

第九十一条の百五十四　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の百八第四項	（略）	（略）
第九十一条の百八の二	法第二十三条の二十五第七項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第七項
第九十一条の百九第一項	法第二十三条の二十五第十一項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
第九十一条の百九第二項	（略）	（略）
	法第二十三条の二十五第十一項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
	（略）	（略）
第九十一条の百九第三項	（略）	（略）
	法第二十三条の二十五第十一項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
	（略）	（略）
第九十一条の百十	法第二十三条の二十五第十一項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
第九十一条の百十一第一項	法第二十三条の二十五第十二項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十二項
第九十一条の百十一第二項	法第二十三条の二十五第十一項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十一項
（略）	（略）	（略）
第九十一条の百二十五	（略）	（略）

（準用）

第九十一条の百五十四　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九十一条の百八第四項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
第九十一条の百九第一項	法第二十三条の二十五第九項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
第九十一条の百九第二項	（略）	（略）
	法第二十三条の二十五第九項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
	（略）	（略）
第九十一条の百九第三項	（略）	（略）
	法第二十三条の二十五第九項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
	（略）	（略）
第九十一条の百十	法第二十三条の二十五第九項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
第九十一条の百十一第一項	法第二十三条の二十五第十項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第十項
第九十一条の百十一第二項	法第二十三条の二十五第九項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
（略）	（略）	（略）
第九十一条の百二十五	（略）	（略）